

AGS-J海外技術派遣の補助金内規

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下当協会という。）の海外技術派遣の補助金について定める。

(補助金支出金額)

第2条 技術修得に必要な指導料金を主なものとし、資格審査委員会で策定し、理事会の承認を受けた金額とする。

(規定により補助金を受ける派遣者の義務)

第3条 この規定により補助金を受けた派遣者は、派遣後5年間は当協会会員として活動し、修得技術の還元指導を行う。

第4条 この規定により補助金を受けた派遣者は、技術研修中の報告書を写真付きで研修終了後速やかに提出しなくてはならない。

第5条 補助金を受けようとする派遣者は、協会の求めに応じ誓約書を提出しなくてはならない。

(補助金の返還)

第6条 研修終了後5年以内に、やむを得ない事由により退会せざるを得ない場合は、補助金の全額を返金しなくてはならない。

(内規の改廃、施行)

第7条 この規定の改廃は、資格審査委員会で策定し、理事会承認をもって施行する。

第8条 この規定は2016年6月1日より施行する。

内規制定日 平成28年6月1日

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会
資格審査委員長 齋藤和英





一般社団法人日本アルパインガイド協会 御中
会長 白籬史朗 殿

誓約書

ENSA技術研修派遣に当たって、私は以下の事項を厳守することを、ここに誓います。

記

1. ENSA技術研修派遣の協会補助金の私的流用は行わない。
2. ENSA技術研修派遣後の5年間は、協会会員として活動し、会員に対して修得技術の還元に努める。
3. ENSA技術研修派遣後5年以内に、やむを得ず退会せざるを得ない場合は、協会が支出した補助金の全額を返金するものとする。
4. ENSA技術研修時の写真、及び報告書を終了後速やかに協会に提出する。

平成 28年 月 日

住所

氏名

印

以上